## 議案第41号

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の改正について

令和2年3月3日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成20年前橋市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第6条第1項第8号中「第11条第1項から第3項まで」を「第11条第1項、第 2項及び第4項」に改める。

第11条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の 保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

第20条第1号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同条第2号中 「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。